

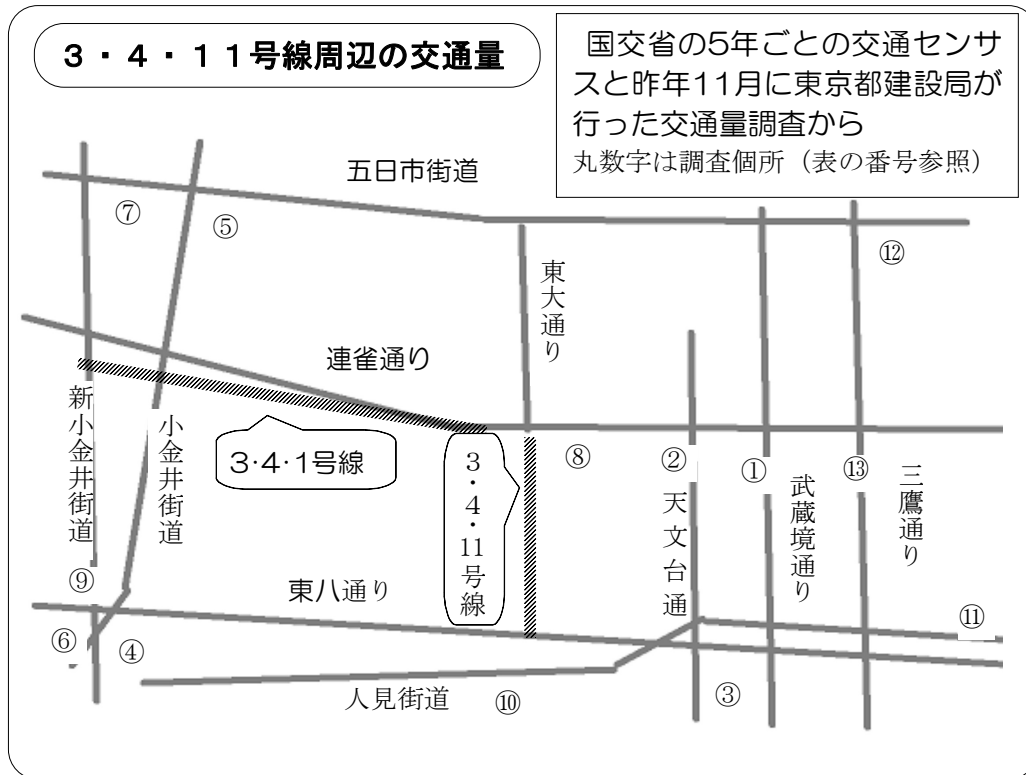
# 都市計画道路を考える 小金井市民の会

第37号 2019年4月4日

発行 都市計画道路を考える  
小金井市民の会

連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部 達

## 3・4・11号線は交通の円滑化のためというが すでに減っている交通量…道路の必要性はどこに？



2月8日に「おなじみむねだ」3・4・11号線に関する意見交換会に、東京都は交通調査結果の資料を公表しました。

この調査、何がわかったのでしょうか。交通量調査では国交省の交通センサスより多くの個所で調査していますが、対比できる個所では、交通量が減っているところを示しています。

また渋滞調査として、交差点での信号待ちの車列長さを記載していますが、一日で最も長い時の車列をとったというから、いつも渋滞があるわけではない。しかも、交通量調査は意見交換会で要望したものでないもの。無駄遣いの結果を示しただけでした。

交通量調査 (H11～H27は国交省交通センサス、H30は東京都の今回の調査)							
No.	通り名	調査個所	H11	H17	H22	H27	H30.11.27
①	武蔵境通り	井口新田	5,394	6,390	6,874	3,444	
②	天文台通り	井口交差点南側	10,678	10,249	10,579	9,558	9,131
③	天文台通り	三鷹市大沢4-25	10,678	10,249	8,157	7,311	
④	小金井街道	前原交番西交差点南	7,095	7,210	6,960	7,384	6,831
⑤	小金井街道	小金井橋交差点南	8,215	7,452	9,663	9,536	8,902
⑥	新小金井街道	前原交番西交差点南	10,347	9,157	9,175	10,971	10,290
⑦	新小金井街道	茜橋交差点南側	10,347	9,157	14,621	16,750	13,321
⑧	連雀通り	小金井市東町2-6-4	10,150	8,874	8,561	7,273	7,240
⑨	東八道路	小金井南中西交差点の西側	26,588	24,224	20,168	18,934	
⑩	人見街道	府中市多磨町1-34-2	4,315	3,324	7,763	8,660	6,451
⑪	人見街道	三鷹市下連雀9-11	9,690	8,439	7,729	7,142	
⑫	三鷹通り	中央線南側	9,735	9,544	125,006	8,780	
⑬	三鷹通り	三鷹市下連雀7-17	13,108	12,185	12,025	10,368	

東京都が昨年11月、12月に実施した交通量調査は、北多摩南部建設事務所のホームページに掲載されています

# 小金井市議会が全会一致で可決 西岡市長に「意見交換会に関する東京都への対応について」の要請決議

小金井市議会が3・4・11号線の意見交換会に関する市長から都知事への要望書対応についての要請決議を、3月27日、全会一致で採択しました。

この決議は、市長に対し、東京都が都市整備局の出席を求めて、道路整備の是非について意見交換の場の設定に努めるように対応することなどを求めるものです。

都市計画道路「小金井3・4・11号線」に関し、迅速な対応を求める決議

2月8日、東京都主催の「小金井都市計画道路3・4・11号線」に関する意見交換会が不成立に終わり、東京都が意見交換会をオープンハウス型説明会に形式変更するとしてを受け、3月11日に西岡市長は東京都に要望書を持参した。意見交換会から31日も経過した後の対応であり、迅速さに欠け、早急に対応すべき事態であった。

持参した要望書では、意見交換会の継続開催の検討を依頼するに留まっており、不十分である。意見交換会参加市民や市議会は、東京都都市整備局の出席の上、市民と東京都が整備の是非について意見交換できる場の設定を求め続けてきた。意見交換会の在り方について言及しない要望書は、市民や市議会の声を軽視しているものであり、進憾である。東京都にも文書による回答を求めるべきであり、小金井市の代表である西岡市長は、その役割を十分に果たしているとは言えない。

よって、小金井市議会は、市長に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 この件に関し、迅速に対応に当たること。
- 2 意見交換会について、東京都都市整備局の出席を求め、市民と東京都が整備の是非について意見交換できる場の設定に努めること。
- 3 東京都知事に対し、3月11日に持参した要望書について書面による回答を求めること。

以上、決議する。

平成31年 月 日

小金井市議会

## 品川29号線 原告団長が意見陳述



「補助29号線建設に反対する『品川住民の会』連絡会」のフェイスブックから

長年計画廃止を求めて運動を進めてきた原告団長が3月27日70人の原告が裁判に立ち上がった経過などを陳述しました。このなかで、駅に連なる4つの商店街が消滅して、住民の日常生活に大きな影響を受けることや、通学路となっている6つの学校の子供たちに大きな影響を与えることを指摘しました。また、乳幼児から大人まで利用し、防災にも役立つ公園が半分になってしまふことに危惧を示しました。

この29号線と交差する26号線では、これまでわき道から渡ろうとした自転車の死亡事故も起きており、危険が伴うことになりまふ。29号線ができるわき道からの危ない交差点がたぐさんでできることになると、事故にあつた方のご家族もこの裁判に注目していることを紹介しました。

しかも、住民には、防災のための「命の道路」と説明してきたのに、事業認可申請では「交通の円滑化」を加えるなど、住民を欺いてまでして、事業を進めようとしていると告発しました。

東京地裁でいちばん大きな法廷である103号法廷は駆け付けた支援者でいっぱい、終了後に隣の弁護士会館で行われた報告集にもたくさんの方が参加しました。

# 意見交換会参加者有志が都知事に 「意見交換会の続行を求める要望書」提出

東京都知事 小池百合子 様

2019年3月28日  
「都市計画道路小金井3・4・11号線に  
関する意見交換会」参加者有志  
※賛同者一覧別紙  
代表

「都市計画道路3・4・11号線に関する意見交換会」の続行を求める要望書  
(要望)

募集当初の告知通り、今後も意見交換会を続行してください。募集時の要項を変更し意見交換会を打ち切る場合は、その理由を明確に示していただくよう要望します。

2019年4月18日までに、文書でのご回答をお願いします。

(願意)

2017年秋に東京都建設局主催で、年に2回程度継続して行うとして参加者を募り、実施された意見交換会が、たった3回の開催で、2019年2月8日、打ち切りを宣言されました。「東京都がのぞんだ形での意見交換会とならなかったため」という理由は、あまりに一方的で、到底納得できるものではありません。

今後はオープンハウスに移行するとの方針が示されましたが、オープンハウスは事業化を前提に、パネル展示や資料の配布で広く理解を促すもので、意見を聴取するには適していません。意見交換会を打ち切るということは、「もう住民の意見は聞かない」と宣言されたことと同義です。

2017年に都が参加者を募集したときに、小金井市民、沿線住民、沿線町会関係者と、非常に狭く限定された範囲、合わせてたったの50名という人数、そもそも事業化を前提としていることなど、その運営の在り方そのものに疑問を感じ、都へ改善を求めました。議事録や傍聴についても、住民側から提案して認められました。私たちは受け身ではなく、後年の検証に耐えうるような、建設的な話し合いになるようはたらきかけてきました。

私たち住民の多くは、地域の大切な資源である国分寺崖線周辺の環境や景観、住環境が著しく損なわれる可能性のある道路の必要性について、現状の都の説明には納得しがたい、という思いが強くなります。必要性や選定のプロセスに関しての疑問点が明らかにならない限り、環境や景観への配慮について議論することは出来ません。

都は「住民の意見を聞いていねいに進める」との意向を示していますが、事業化を進めるためには、住民と都側、両者のへだたりを埋め、誰もが納得できるプロセスを経る必要があります。主催者である都の責任において、意見交換会を建設的な議論が出来る場に変え、今後も継続して住民との話し合いを行ってください。

西岡真一郎小金井市長および小金井市議会も、意見交換会の続行を求めています。地元の意志は明らかです。地方自治の理念にしたがって、地元の意見を尊重してください。誠意ある対応を、強く求めます。

別紙 賛同者35名(氏名省略) 細見道路建設部計画課長に  
要望書を手渡す安田さん

3・4・11号線意見交換会参加者有志35人の連名で、小池東京都知事に「『都市計画道路3・4・11号線に関する意見交換会』の続行を求める要望書」を、3月28日提出しました。

「意見交換会参加者」に呼びかけたもので、提出にあたっては、田頭祐子市議会議員と、仲介していただいた東京・生活者ネットワークの山内れい子都議会議員も同席し、

賛同者9人が、建設局道路建設部計画課長の細見明彦氏に手渡すと共に、意見交換会の継続を求める意見と、これまでの意見交換会の在り方などについて、意見を伝え、改めて、意見交換会の開催を検討することを求めました。



# 北区志茂86号線は原告が東京高裁に控訴 東京地裁判決は国と東京都の言いなり？

北区志茂86号線の裁判は、1月30日に原告適格の一部を認めただけで、その他の請求を却下する判決となりました。原告は東京高裁に控訴しました。判決は国と東京都の言い分を丸写ししたものでないです。

東京地裁の判決の主な点を紹介します。

- 1 原告適格について  
(1) 事業地に土地・建物を有する者、事業地内で済んでいる者、駐車場 会社を経営している者は原告適格を有する。
- (2) 周辺地域に住んでいる者、事務所を有する者のうち、事業が実施されることにより、大気汚染、騒音、振動等により健康または生活環境に著しい被害を直接的に受けるものがある者は原告適格を有する。
- (3) 道路構造や規模に照らして、事業地から30メートル以内に居住している者は原告適格を有する。
- (3) それ以外の者は原告適格を有しない。

2 昭和21年決定の存否と適法性について  
原告は昭和21年決定は存在しないというが、昭和21年に戦災復興院により告示されたことで決定されたことを推認できる。

また、決定当時の図面の存在が確認されていないが、その後の東京都監修の一覧図に記載されているのでこれが計画図と同一であると推認される。よって、決定文書や図面が存在しないことを考え、昭和21年決定がなされたことを認めることができない。

また主務大臣の決定と内閣の認可を得ていないというが、戦時特例を引き継いだ臨時特例により、

内務大臣でなく、内閣総理大臣が決定していること、また、内閣の認可は要しないといわれているので、違法とはいえない。

3 都市計画法に適合しているか

旧都市計画法は、都市計画法決定の実体的要件について規定していないが、交通、衛生、保安、防空、経済等に関し永久に公共の安寧を維持し・・・とあり、規模や配置を総合的に判断することが不可欠なので、この判断は行政庁の広範な裁量にゆだねられている。これから見ると、昭和41年の変更決定した内容は裁量権を逸脱したとは言えない。

4 都市計画は時代の変遷に合わせて検証が必要か

原告は決定された昭和21年から70年経過し、都市環境が全く異なっているから計画の必要性は失われていると主張するが、一旦決められた都市計画が違法になるものではない。

また、平成3年に優先整備路線に選定されたが、その後、

都は交通機能の面からみて必要性は高いとは言えないとして、優先整備路線に選定されなかった。しかし、その後、北区長が優先順位2とする意見を述べたことにより、特定整備路線に指定して事業認可したものであり、都市計画の必要性がなくなったといえる事情が存するとは言えない。

5 北清掃工場操業時に締結された公害防止協定に違反するか

都市計画法には事業認可の要件として公害防止協定順守の条件はない。協定には大気汚染が悪化しないように定められているのは、工場の操業について定めたものであり、東京都に努力義務を定めたもので、道路拡幅工事を禁止する趣旨とは解することはできない。



**<前回の世話人会以降の活動経過>**  
 3月14日 第37回世話人会  
 3月23日 3・4・11住民の会勉強会  
 3月23日 立川3・3・30号線環境影響評価説明会  
 3月27日 品川29号線訴訟  
 3月28日 3・4・11号線意見交換会参加者有志による都知事への要望書提出  
 3月30日 第4回チラシ検討会議  
 4月4日 第38回世話人会

**<今後の日程>**  
 4月11日 多摩地区道路連絡会  
 5月9日 第39回世話人会

**<学習会・講演会等>**  
 3月28日 16時30分 国会公共事業調査会講演（国会内会議室）  
 4月17日 13時 SDGsと自治体の公共事業（弁護士会館）東京の道路事業について長谷川さんが報告します

**<これからの他地域の裁判>**  
 4月8日 14時 北区十条73号線訴訟 103号法廷  
 4月25日 11時30分 世田谷106号線訴訟 808号法廷  
 4月25日 10時30分 京王線地下化訴訟控訴審 101号法廷  
 4月25日 11時 小平3・2・8号線控訴審825号法廷  
 5月14日 14時 東京外環道訴訟103号法廷